

北区就学援助費事務処理要領

(昭和60年4月1日教育長決裁)

(平成4年4月1日一部改正)

(平成9年4月1日一部改正)

(平成11年4月1日一部改正)

(平成14年4月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

1 制度の主旨と目的について

経済的理由によって、現に児童生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」及びその他の関係法令に基づいて、区が必要な援助を行い、もって義務教育のより円滑な運営に資することをその目的としている。

2 受給該当者の条件について

- (1) 北区に住民登録又は外国人登録がある児童生徒の保護者
- (2) 北区において住民登録未登録者で学齢簿に登載されている児童生徒の保護者

3 お知らせについて

- (1) 4月上旬、区内の公立小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者に、在籍校を通じ就学援助費についてのお知らせ「就学援助費希望調書（申請書）」（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を配付する。
- (2) 保護者は、受給希望の有無にかかわらず全員申請書を在籍校に提出する。

4 申請について

- (1) 就学援助費を希望する保護者は、申請書に必要事項を記入して期日までに学校へ提出する。
- (2) 申請書は児童生徒1人につき1枚提出する。
- (3) 年度途中で就学援助費を希望する保護者は、申請書を直接、北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は在籍校へ提出する。

5 区域外就学者及び国立学校就学者の申請について

- (1) 区内に居住し、教育委員会の許可を受けて区外の公立小・中学校に就学している児童生徒及び国立小・中学校に就学している児童生徒の保護者で就学援助費を希望する者は、直接教育委員会へ申請する。
- (2) 区外の居住地から区内の小・中学校へ通学している者は、受給該当者ではないので、就学援助費を希

望する者は居住地の教育委員会に申請する。

6 受給該当者の認定区分について

- (1) 要保護・・・生活保護により教育扶助を受けている者
- (2) 準要保護・・・生活保護により教育扶助を受けていないが、就学援助費の受給が必要と教育委員会が認める者
 - ① 認定日において児童扶養手当の支給を受けている者（生活保護世帯を除く）
 - ② 受給該当者世帯の総所得金額が、生活保護基準の1.2倍未満の者
 - ア 所得とは世帯全員の前年の総所得（1月から3月に申請した場合は前々年の総所得金額）をいう。
 - イ 前年度の1月1日現在、北区に住所を有していない者は、前年の所得等の証明ができる書類を添付しなければならない。
 - ③ 校長意見書により特別に認めるべき理由のある者
 - ア 主たる生計維持者の生活状況の急変等（離婚、死亡、長期入院、倒産、罹災等）により、給食費等の負担が著しく困難をきわめている者
 - イ 前年度1月1日現在、外国に居住していた児童生徒の保護者で、現在未就労等により生活状況が著しく困難をきわめている者（校長意見書+①直近の給与明細+②申立書等）
- (3) 否認定・・・要保護、準要保護のいずれにも該当しない者

7 認定基準日について

- (1) 当初認定された場合は、認定日を当該年度の4月1日とする。
- (2) 途中認定された場合は、認定日を当該月の1日とする。
- (3) 転入により途中認定された場合は、就学日を認定日とする。ただし、申請月をまたがない。

8 認定結果について

- (1) 教育委員会は、申請した保護者全員、及び在籍する校長に認定結果を通知する。
- (2) 教育委員会は、受給該当者の申請内容に変更が生じた場合、再申請を行わせることができる。
- (3) 認定結果が否認定となった者から、次の事由により再申請があった場合は、再審査する。再審査の対象となる期間は、当該年度に限る。
 - ア、所得の修正又は更正があった場合
 - イ、新たに児童扶養手当を受け始めた場合
 - ウ、前年度1月1日現在北区に住民登録があり、所得について未申告であった者が、申告を済ませた場合
 - エ、前年度1月1日現在北区に住民登録がなく、所得証明書を未提出だった者が、提出した場合
 - オ、世帯の人数に変更があった場合
 - カ、新たに生活保護による教育扶助を受け始めた場合
 - キ、校長意見書により特別に認めるべき理由のある者となった場合再審査の結果、認定となる場合、ア、イ、ウ、エは再申請のあった月の1日を認定日とする。オ、カ、キは、「変更事由の発生日」又は「再申請のあった月の1日」のうちいずれか遅い日を認定日とする。

9 援助費目の内訳について

(1) 学校給食費

- ① 学校給食に要する経費
- ② 学校が保護者に請求する給食費の実費を支給
- ③ アレルギーや宗教等で給食の提供ができず弁当を持参している場合は、給食費単価を上限として、その回数分を学校給食費として支給

(2) 学用品購入費

- ① 学習に必要とされる学用品及び通学に必要な通学用品の購入に要する経費の補助
- ② 月単位で定額を支給
- ③ 当該月のうち1日でも在籍があれば支給される

(3) 新入学児童生徒学用品等購入費 基準日…入学式当日

- ① 新入学児童生徒が入学時必要とされる学用品及び通学用品の購入に要する経費の補助
- ② 当該年度1回定額を支給

(4) 校外活動費（宿泊を伴わない）

- ① 「校外活動費」基準日…6/1・9/1・1/1
 - ア 学校外で学校行事として行う遠足等に要する経費の補助
 - イ 当該年度3回定額を支給
- ② 「鑑賞教室費」
 - ア 学校内又は学校内に準ずる場所で、学校行事として行う鑑賞教室等に要する経費の補助（経費がかからないときは支給しない）
 - イ 当該年度1回実施校の児童生徒に定額を支給

(5) 夏季施設参加費

- ① 臨海又は林間学園の夏季施設行事で、各運営委員会が決定した参加経費
- ② 参加した児童生徒に各運営委員会が決定した経費を支給

(6) クラブ活動費 基準日…6/1

- ① 学校のクラブ活動に要する経費の補助
- ② 小学校4年生以上の児童
- ③ 当該年度1回定額を支給

(7) 通学費

交通機関利用者に対し、最も経済的な経路及び方法（通学定期券等）でかかる交通費を、年2回支給

- ① 指定校変更している児童生徒で自宅から学校までの距離が、児童は片道4km以上、生徒は片道6km以上ある者
- ② 区内に居住し、区域外就学している児童生徒で自宅から学校までの距離が、児童は片道4km以上、生徒は片道6km以上ある者
- ③ 特別支援学級在籍児童生徒の距離は問わない
- ④ 日本語適応指導教室学級（日本語学級）通級児童生徒の距離は問わない

(8) 体育実技用具費

- ① 中学校の体育の授業として行われる武道（柔道、剣道、合気道等）について、全員が当該道着又は用具一式を必要とする場合に、いずれか1つの用具の購入に要する経費の補助

- ② 在籍中1回に限り限度額内で支給

(9) 修学旅行費

- ① 修学旅行に参加する経費の補助
② 参加した生徒に限度額内で支給

(10) 校外活動費（宿泊を伴う）

- ① 小学校の移動教室等で、各運営委員会が決定した参加経費
② 参加した児童に各運営委員会が決定した経費を支給

(11) 特別支援学級宿泊学習費

- ① 特別支援学級在籍児童生徒の宿泊学習で、運営委員会が決定した参加経費
② 参加した児童生徒に各運営委員会が決定した経費を支給

(12) 卒業記念アルバム購入費 基準日…3/1

- ① 卒業記念アルバムを購入する経費の補助
② 小学校6年生及び中学校3年生の購入児童生徒に限度額内で支給

(13) 学校生活管理指導表文書作成費

- ① 学校生活管理指導表作成に要する経費
② 領収証を教育委員会に提出した申請者に限度額内で支給

(14) 医 療 費

- ① 学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する経費
② 取扱いは別途定める「要保護及び準要保護児童生徒の医療費援助取扱要領」による

10 援助費目の支給について

援助費目の対象学年、認定区分及び支給時期については次のとおりとする。

援助費目	対象学年	認定区分	支給時期
学校給食費	小・中 全学年	準要	7月 9月 11月 1月 3月
学用品購入費	小・中 全学年	準要	7月 9月 11月 1月 3月
新入学児童生徒学用品等購入費	小・中 1年生	準要	7月
校外活動費（宿泊を伴わない）	小・中 全学年	準要	7月 9月 3月
鑑賞教室費	小・中 全学年	準要	1月
夏季施設参加費	小6・中1～2	要・準要	宿泊を伴う学校行事不参加者報告書を受けた日以降の支給月
クラブ活動費	小4～6年生	準要	9月
通学費	小・中 全学年	準要	9月 3月
体育実技用具費	中 全学年	準要	1月
修学旅行費	中 3年生	要・準要	宿泊を伴う学校行事不参加者報告書を受けた日以降の支給月
校外活動費（宿泊を伴う）	小4～5年生	準要	宿泊を伴う学校行事不参加者報告書を受けた日以降の支給月
特別支援学級宿泊学習費	小4～6・中全学年	要・準要	宿泊を伴う学校行事参加者報告書を受けた日以降の支給月
卒業記念アルバム購入費	小6・中3	要・準要	3月
学校生活管理指導表文書作成費	小・中 全学年	準要	領収証の提出があった日以降の支給月
医療費	小・中 全学年	要・準要	(医療機関請求時)

1.1 報告書の提出について

- (1) 学校は受給児童生徒の状況について、「就学援助費関係書類送付連絡表」(別記第2号様式)と併せて教育委員会の定める期日までに教育委員会に報告する。各報告の提出期限は別途通知する。
- ① 「就学援助費校長口座振替依頼書」(別記第3号様式)
 - ア 学校納付金の滞納等で学校経営に支障が生じ、校長口座への振替を希望する場合は、申請時の委任に基づき報告する。
 - イ 依頼書の有効期限は年度内とする。
 - ウ 必ず対象保護者に通知して報告する。
 - ② 「就学援助費清算報告書」(別記第4号様式)

校長口座へ入金された場合は、必ず該当する受給該当者及び教育委員会に報告する。
 - ③ 「就学援助費校長口座振替取消依頼書」(別記第5号様式)

校長口座へ振替依頼をしていたものを、受給該当者への入金に変更する場合は報告する。
 - ④ 「就学援助費給食費徴収額報告書」(別記第6号様式)

長期欠席児童生徒又は何らかの理由で他の児童生徒と徴収額が異なる場合は、徴収した金額及び理由を報告する。
 - ⑤ 「就学援助費宿泊を伴う学校行事不参加者報告書」(別記第7号様式)

移動教室、自然体験教室、夏季施設、修学旅行の各行事に不参加の児童生徒名を報告する。
 - ⑥ 「就学援助費児童生徒通学費報告書」(別記第8号様式)
 - ア 特別支援学級在籍児童生徒のうち、交通機関を利用している場合は年2回報告する。
 - イ 指定校変更許可児童生徒で該当する場合も年2回報告する。
 - ⑦ 「体育実技用具購入生徒報告書」(別記第9号様式)

購入生徒について報告する。
 - ⑧ 「就学援助費卒業記念アルバム購入報告書」(別記第10号様式)

児童生徒1人当たりの購入金額及び購入しない児童生徒について報告する。
 - ⑨ 「鑑賞教室実施報告書」(別記第11号様式)

鑑賞教室等について実施の有無を報告する。
 - ⑩ 「学校生活管理指導表文書作成費報告書」(別記第12号様式)

学校生活管理指導表を提出し、文書作成費が発生した児童生徒の保護者から申請があった場合に報告する。その際に、学校生活管理指導表の写しと領収書がある場合はその写しも添付する。
 - ⑪ 「就学援助費預金利子報告書」(別記第13号様式)
 - ア 校長口座に預金利子が生じた場合に報告する。
 - イ 年1回(年度末)、現金交換で「現金」と「就学援助費預金利子報告書」を教育委員会に送付する。
 - ウ 翌年度の通帳へ繰り越さない。
- (2) 学校は受給該当者から次の各項について申し出がある場合は、教育委員会へ直接提出させる。
- ① 「就学援助費受給口座変更届」(別記第14号様式)

受給に係る金融機関の変更がある場合
 - ② 「就学援助費受給辞退届」(別記第15号様式)

受給の辞退がある場合

1.2 区域外就学者及び国立学校就学者の取扱いについて

(1) 援助費目の内訳について

区内公立小中学校に通学する児童生徒と同様とする。

ただし、都立中学校については、東京都の「要保護及び準要保護生徒援助実施要綱(学校給食費・医療費)」の制度で給食費・医療費が支給されるので、それ以外を支給対象費目とする。

(2) 援助費目の支給について

「9 援助費目の内訳について」のうち

① (2)、(3)、(4)、(6)、(7) (8)、(9)、(13)、(14) は、北区で決めた額を支給する。

② (1)、(5)、(10)、(11)、(12) は、学校のある市区町村で決めた基準額を支給する。

※校外活動費(宿泊を伴う)及び夏季施設参加費については、北区の夏季施設参加費のうち最も金額の高い費目を限度額とする。なお、限度額内であれば同費目内での支給回数は問わない。

1.3 認定の取消し又は支給の停止について

(1) 北区就学援助実施要綱「第8条」及び「第9条」に該当する者

(2) 児童生徒が転出した場合は転出確定日

(3) 児童生徒が死亡した場合は死亡した日

1.4 返還について

(1) 教育委員会は、受給該当者が次の各項に該当したときは、すでに支給した援助費を返還させなければならない。

① 認定の取消し

② 辞退

③ 長期欠席

④ その他

(2) 返還の通知を受けた受給該当者は、教育委員会が定めた期日までに教育委員会より送付される「納付書」に現金を添えて、納付書に記載の金融機関において納付しなければならない。また、校長が返還する場合は、「返納書」(別記第16号様式)を教育委員会に送付するとともに、教育委員会より送付される「納付書」に現金を添えて、納付書に記載の金融機関で納付する。

1.5 特定の個人を識別するための番号の利用について

(1) 教育委員会は、援助を希望する支給対象者が、特定の個人を識別するための番号の利用を希望する場合、「就学援助認定に関するマイナンバー利用申請書」(別記第17号様式)を提出させることで、認定に関する添付書類の提出を省略させることができる。

(2) 教育委員会は、「就学援助認定に関するマイナンバー利用申請書」を収受した場合、「特定個人情報管理簿」(別記第18号様式)に必要な事項を記入し、当該年度を含め5年間保管するものとする。

(付 則)

1 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

2 別表1の1の規定にかかわらず、当分の間、同規定中「生活保護法第8条に基づき国が示す保護基準額

(前年度12月末により適用されているもの)」とあるのは「生活保護法第8条に基づき国が示した第68次改定生活保護基準額表(平成24年4月1日実施)」と読み替えて適用する。

(付 則)

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(付 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式 省略